

長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 12 号）

【長崎市独自基準】

- ・ 施設サービス等での身体的拘束の記録について市への報告を義務付け
- ・ 訪問サービスの「基本取扱方針」に「利用者の人格を尊重し」の文言を追加
- ・ 訪問サービスの「サービス提供責任者の責務」に訪問介護員等の業務の実施状況について「その評価を行い必要な措置を講じること。」を追加
- ・ 「記録の整備」の保存記録項目を一部追加するとともに、保存年限を一部延長
- ・ 訪問サービス等の「地域等との連携」に「地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ること」を追加
- ・ 施設サービスの「基本方針」、居宅サービス及び地域密着型サービスの「一般原則」に連携先として「地域包括支援センター」を追加
- ・ 短期入所生活介護事業所の廊下幅の緩和
- ・ 暴力団員等排除を追加（平成 25 年 12 月 25 日施行）

厚生労働省令	長崎市条例
<p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、<u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）、</u>他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p><u>第二十五条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 サービス提供責任者（<u>第五条</u>第二項に規定するサービス提供責任者をい</p>	<p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、<u>本市、地域包括支援センター、</u>他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p><u>第 2 6 条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 サービス提供責任者（<u>第 6 条</u>第 2 項に規定するサービス提供責任者をい</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>う。以下この節及び次節において同じ。)は、<u>次の各号に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。</u></p> <p>(地域との連携)</p> <p><u>第三十四条の二 (新設)</u></p> <p>1 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して<u>市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第三十七条 (略)</u></p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 介護予防訪問介護計画</p> <p>二 <u>第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>三 <u>第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>四 <u>第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>五 <u>第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(新設)</p>	<p>う。以下この節及び次節において同じ。)は、<u>次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>訪問介護員等の業務の実施状況を把握し、その評価を行い必要な措置を講じること。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p><u>第36条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、<u>介護相談員派遣事業その他の本市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第39条 (略)</u></p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 介護予防訪問介護計画</p> <p>(2) <u>第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第24条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>第37条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録</u></p> <p>3 <u>前項の規定によるほか、指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)</p> <p>第三十八条 指定介護予防訪問介護は、<u>利用者の介護予防(法第八条の二第二項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)</u>に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第五十四条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 次条において準用する<u>第十九条</u>第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 次条において準用する<u>第二十三条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>三 次条において準用する<u>第三十四条</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>四 次条において準用する<u>第三十五条</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置についての記録</u></p> <p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p>	<p><u>業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)</p> <p>第40条 指定介護予防訪問介護は、<u>利用者の人格を尊重し、介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 次条において準用する<u>第20条</u>第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する<u>第24条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する<u>第35条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第37条</u>第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った<u>処置の記録</u></p> <p>3 <u>前項の規定によるほか、指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p><u>第七十三条</u>（略）</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 <u>第七十七条第二項に規定する主治の医師による指示の文書</u></p> <p>二 <u>介護予防訪問看護計画書</u></p> <p>三 <u>介護予防訪問看護報告書</u></p> <p>四 <u>次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>五 <u>次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>六 <u>次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>七 <u>次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>（新設）</p> <p>（指定介護予防訪問看護の基本取扱方針）</p>	<p><u>第74条</u>（略）</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第78条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</u></p> <p>(2) <u>介護予防訪問看護計画書</u></p> <p>(3) <u>介護予防訪問看護報告書</u></p> <p>(4) <u>次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(6) <u>次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) <u>次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録</u></p> <p>3 <u>前項の規定によるほか、指定介護予防訪問看護事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号、第2号及び第4号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>（指定介護予防訪問看護の基本取扱方針）</p>
<p><u>第七十五条</u> 指定介護予防訪問看護は、<u>利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</u></p> <p>2～5（略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p><u>第八十三条</u>（略）</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護</p>	<p><u>第76条</u> 指定介護予防訪問看護は、<u>利用者の人格を尊重し、介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</u></p> <p>2～5（略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p><u>第84条</u>（略）</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>予防訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 介護予防訪問リハビリテーション計画</p> <p>二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(新設)</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)</p>	<p>予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防訪問リハビリテーション計画</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、<u>介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)</p>
<p>第八十五条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、<u>利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百六条 (略)</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 介護予防通所介護計画</p>	<p>第86条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、<u>利用者の人格を尊重し、介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第107条 (略)</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防通所介護計画</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>二 次条において準用する<u>第十九条</u>第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 次条において準用する<u>第二十三条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する<u>第三十四条</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する<u>第三十五条</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置</u>についての記録</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 次条において準用する<u>第20条</u>第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する<u>第24条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第35条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第37条</u>第2項に規定する事故の状況及び<u>当該事故</u>に際して採った<u>処置</u>の記録</p> <p>3 <u>前項の規定によるほか、指定介護予防通所介護事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p>
<p>(記録の整備)</p> <p><u>第百二十二条</u> (略)</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 介護予防通所リハビリテーション計画</p> <p>二 次条において準用する<u>第十九条</u>第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 次条において準用する<u>第二十三条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する<u>第三十四条</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する<u>第三十五条</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置</u>についての記録</p> <p>(新設)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p><u>第123条</u> (略)</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する<u>次に掲げる</u>記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防通所リハビリテーション計画</p> <p>(2) 次条において準用する<u>第20条</u>第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する<u>第24条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第35条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第37条</u>第2項に規定する事故の状況及び<u>当該事故</u>に際して採った<u>処置</u>の記録</p> <p>3 <u>前項の規定によるほか、指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>(設備及び備品等)</p> <p><u>第百三十二条 (略)</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。</p> <p>二～五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>8 (略)</p>	<p><u>介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(設備及び備品等)</p> <p><u>第133条 (略)</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>8 <u>前項第1号の規定にかかわらず、定員29人以下の指定介護予防短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、1.5メートル以上(中廊下にあっては、1.8メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</u></p>
<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p><u>第百三十六条 (略)</u></p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う<u>場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p><u>第137条 (略)</u></p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う<u>場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p>
<p>(記録の整備)</p> <p><u>第百四十一条 (略)</u></p>	<p>(記録の整備)</p> <p><u>第142条 (略)</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>二 次条において準用する<u>第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>三 <u>第百三十六条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>四 次条において準用する<u>第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>五 次条において準用する<u>第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>六 次条において準用する<u>第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(新設)</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p><u>第百五十三条 (略)</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合</p>	<p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する<u>第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第137条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する<u>第24条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する<u>第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する<u>第37条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録</u></p> <p>3 <u>前項の規定によるほか、指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(設備及び備品等)</p> <p><u>第154条 (略)</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.</p>
<p>(設備及び備品等)</p> <p><u>第百五十三条 (略)</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p><u>第154条 (略)</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。</p> <p>二～五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>8（略）</p> <p>（身体的拘束等の禁止）</p> <p><u>第百九十一条</u>（略）</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う<u>場合</u>には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（記録の整備）</p> <p><u>第百九十四条</u>（略）</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 介護予防短期入所療養介護計画</p> <p>二 次条において準用する<u>第十九条第二項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第百九十一条第二項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>	<p>5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。</p> <p>(2)～(5)(略)</p> <p>8 <u>前項第1号の規定にかかわらず、定員29人以下のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</u></p> <p>（身体的拘束等の禁止）</p> <p><u>第178条</u>（略）</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う<u>場合は</u>、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>3 <u>前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p><u>第181条</u>（略）</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 介護予防短期入所療養介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する<u>第20条第2項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第178条第2項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>四 次条において準用する<u>第二十三条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する<u>第三十四条</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する<u>第三十五条</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置</u>についての記録 (新設)</p>	<p>(4) 次条において準用する<u>第24条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第35条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する<u>第37条</u>第2項に規定する事故の状況及び<u>当該事故</u>に際して採った<u>処置</u>の記録</p> <p><u>3 前項の規定によるほか、指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p>
<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p><u>第二百三十九条</u> (略)</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う<u>場合には</u>、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (新設)</p>	<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p><u>第212条</u> (略)</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う<u>場合は</u>、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p><u>3 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p>
<p>(記録の整備)</p> <p><u>第二百四十四条</u> (略)</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 介護予防特定施設サービス計画</p> <p>二 <u>第二百三十六条</u>第二項に規定する利用者の同意等に係る書類</p> <p>三 <u>第二百三十七条</u>第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>(記録の整備)</p> <p><u>第217条</u> (略)</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次に掲げる</u>記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防特定施設サービス計画</p> <p>(2) <u>第209条</u>第2項に規定する利用者の同意等に係る書類</p> <p>(3) <u>第210条</u>第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>四 <u>第二百三十九条</u>第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>五 <u>第二百四十一条</u>第三項に規定する結果等の記録</p> <p>六 次条において準用する<u>第二十三条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>七 次条において準用する<u>第三十四条</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>八 次条において準用する<u>第三十五条</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置</u>についての記録</p> <p>(新設)</p>	<p>(4) <u>第212条</u>第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) <u>第214条</u>第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する<u>第24条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第35条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(8) 次条において準用する<u>第37条</u>第2項に規定する事故の状況及び<u>当該事故</u>に際して採った<u>処置</u>の記録</p> <p>3 <u>前項の規定によるほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業員の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第3号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p>
<p>(記録の整備)</p> <p><u>第二百六十一条</u> (略)</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 介護予防特定施設サービス計画</p> <p>二 <u>第二百六十三条</u>第二項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録</p> <p>三 前条第八項に規定する結果等の記録</p> <p>四 次条において準用する<u>第二十三条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する<u>第三十四条</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p>	<p>(記録の整備)</p> <p><u>第234条</u> (略)</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 介護予防特定施設サービス計画</p> <p>(2) <u>第236条</u>第2項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録</p> <p>(3) 前条第8項に規定する結果等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第24条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第35条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>六 次条において準用する<u>第三十五条第二項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置についての記録</u></p> <p>七 次条において準用する<u>第二百三十六條第二項</u>に規定する利用者の同意等に係る書類</p> <p>八 次条において準用する<u>第二百三十七條第二項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>九 次条において準用する<u>第二百三十九條第二項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>十 次条において準用する<u>第二百四十一條第三項</u>に規定する結果等の記録 (新設)</p>	<p>(6) 次条において準用する<u>第37條第2項</u>に規定する事故の状況及び<u>当該事故</u>に際して採った<u>処置の記録</u></p> <p>(7) 次条において準用する<u>第209條第2項</u>に規定する利用者の同意等に係る書類</p> <p>(8) 次条において準用する<u>第210條第2項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する<u>第212條第2項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(10) 次条において準用する<u>第214條第3項</u>に規定する結果等の記録</p> <p>3 <u>前項の規定によるほか、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業員の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第8号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p>
<p>(記録の整備)</p> <p><u>第二百七十五条</u> (略)</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 次条において準用する<u>第十九條第二項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 <u>第二百七十三條第四項</u>に規定する結果等の記録</p> <p>三 次条において準用する<u>第二十三條</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する<u>第三十四條第二項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する<u>第三十五條第二項</u>に規定する事故の状況及び事</p>	<p>(記録の整備)</p> <p><u>第248條</u> (略)</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 次条において準用する<u>第20條第2項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) <u>第246條第4項</u>に規定する結果等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する<u>第24條</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第35條第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第37條第2項</u>に規定する事故の状況及び<u>当該</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p data-bbox="168 172 667 204"><u>故に際して採った処置についての記録</u></p> <p data-bbox="136 220 958 300">六 <u>第二百七十八条の二</u>に規定する介護予防福祉用具貸与計画 (新設)</p> <p data-bbox="156 510 327 542">(記録の整備)</p> <p data-bbox="109 558 387 590"><u>第二百八十八条</u> (略)</p> <p data-bbox="114 606 1120 734">2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p data-bbox="136 750 1106 782">一 <u>第二百八十五条</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p data-bbox="136 798 1106 877">二 次条において準用する<u>第二十三条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p data-bbox="136 893 1106 973">三 次条において準用する<u>第三十四条第二項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p data-bbox="136 989 1106 1069">四 次条において準用する<u>第三十五条第二項</u>に規定する事故の状況及び<u>事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p data-bbox="136 1085 1046 1117">五 <u>第二百九十二条第一項</u>に規定する特定介護予防福祉用具販売計画</p>	<p data-bbox="1200 172 1619 204"><u>事故に際して採った処置の記録</u></p> <p data-bbox="1171 220 1883 252">(6) <u>第252条</u>に規定する介護予防福祉用具貸与計画</p> <p data-bbox="1149 268 2163 446">3 <u>前項の規定によるほか、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業員の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第6号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p data-bbox="1160 510 1337 542">(記録の整備)</p> <p data-bbox="1144 558 1366 590"><u>第262条</u> (略)</p> <p data-bbox="1149 606 2163 734">2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p data-bbox="1171 750 2092 782">(1) <u>第259条</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p data-bbox="1171 798 2150 829">(2) 次条において準用する<u>第24条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p data-bbox="1171 893 2150 925">(3) 次条において準用する<u>第35条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p data-bbox="1171 989 2150 1069">(4) 次条において準用する<u>第37条第2項</u>に規定する事故の状況及び<u>当該事故に際して採った処置の記録</u></p> <p data-bbox="1171 1085 2029 1117">(5) <u>第266条第1項</u>に規定する特定介護予防福祉用具販売計画</p> <p data-bbox="1149 1133 2163 1308">3 <u>前項の規定によるほか、指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、介護予防福祉用具購入費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防福祉用具購入費の受給に係る従業員の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第5号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p>

《暴力団員等排除を追加（平成 25 年 12 月 25 日施行）》

厚生労働省令	長崎市条例
<p>(申請者の要件)</p> <p>第 4 条 法第 115 条の 2 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、<u>この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(申請者の要件)</p> <p>第 4 条 法第 115 条の 2 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、<u>役員が長崎市暴力団排除条例（平成 24 年長崎市条例第 59 号）第 12 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下この条及び第 39 条の 2 において「暴力団員等」という。）でない法人とする。</u>ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、<u>当該法人及び法人でない者であつて暴力団員等でないものとする。</u></p> <p><u>(暴力団員等の排除)</u></p> <p><u>第 39 条の 2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、暴力団員等であつてはならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防訪問介護事業所は、長崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</u></p>

- (第 39 条の 2 の準用)
- 第 57 条 指定介護予防訪問入浴介護
 - 第 63 条 基準該当介護予防訪問入浴介護
 - 第 75 条 指定介護予防訪問看護
 - 第 85 条 指定介護予防訪問リハビリテーション
 - 第 94 条 指定介護予防居宅療養管理指導
 - 第 108 条 指定介護予防通所介護
 - 第 116 条 基準該当介護予防通所介護
 - 第 124 条 指定介護予防通所リハビリテーション
 - 第 143 条 指定介護予防短期入所生活介護
 - 第 172 条 基準該当介護予防短期入所生活介護
 - 第 182 条 指定介護予防短期入所療養介護
 - 第 218 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護
 - 第 235 条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

第 2 4 9 条 指定介護予防福祉用具貸与
第 2 5 4 条 基準該当介護予防福祉用具貸与
第 2 6 3 条 指定特定介護予防福祉用具販売